令和３年８月25日

保護者の皆さまへ

　　　　　　　　　　　　　　　　茨木市立西小学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　校長　藤本　裕充

**市立小中学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてのお願い**

日頃は、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、国において、８月２日から９月12日まで、大阪府全域に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されております。

デルタ株の特徴から、今の状況では誰もが感染する可能性をもっています。感染拡大を防止するため、下記の内容について、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、各ご家庭におかれましては、毎日の健康観察を行うとともに、不要不急の外出は控えていただく等ご配慮ください。

感染拡大状況が日々変わっておりますので、下記対応で変更が生じた場合は、改めてご連絡いたします。

記

【以下の場合は、登校しないでください】

欠席連絡時にどの場合に該当するのかをお伝えください。

いずれの場合においても、学校を休まれた場合は、欠席扱いとはなりません。

児童生徒本人または同居家族等が

〇PCR検査の結果、陽性の場合

〇感染疑いのためPCR検査を受検し、結果がでていない場合

〇濃厚接触者に特定された場合

〇体調不良(発熱、頭痛・鼻水・咳・のどの痛み等の風邪症状がある）の場合

ただし、濃厚接触者に特定された同居家族等がPCR検査の結果、陰性となった場合は登校可

【登校日ではない日に以下の場合は、すみやかに学校にお知らせください】

〇児童生徒が陽性となった場合

※茨木市立小・中学校の感染者発生状況(学校名非公表)は、8月26日より市ホームページに掲載予定です。

【新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方について】

茨木市教育委員会

令和２年９月８日決定事項

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の

臨時休業の考え方について

令和２年９月３日付け学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに従い、臨時休業の範囲については、感染拡大リスクに留意しながら、子どもの学びを保障するため、小・中学校の対応は、次のとおり決定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 感染状況等 | 臨時休業範囲 |
| （１） | 校内に感染者が確認されたが、校内での感染拡大のリスクがない場合＊当該感染者が無症状、検査実施前２日間登校・出勤していない場合＊当該感染者に症状がでた日の前２日間登校・出勤していない場合　等 | 臨時休業なし |
| （２）　 | 校内に感染者が確認され、濃厚接触者の状況から感染拡大のリスクがある場合ア　濃厚接触者※が当該学級内に限定できる場合イ　濃厚接触者※が当該学年内に限定できる場合ウ　濃厚接触者※が学校全体にいる可能性がある場合 | ア　当該学級のみイ　当該学年のみウ　当該校のみ |
| （３） | 　複数の学校で感染者が確認された場合　 | 地域限定または市内一斉臨時休業の検討 |

　※濃厚接触者は、マスク等しないで、手で触れることのできる距離（目安として１ｍ）で、感染者と15分以上接触があった者等、聞き取り等により個々の状況から、保健所が総合的に判断する。

ただし、上記に関わらず、市内の感染状況、校内での感染者数により、保健所からの指示に従い、臨時休業の範囲を総合的に判断することとする。